

彩の国NPO・大学ネットワーク運営要領

(名称)

第1条 この会は、彩の国NPO・大学ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、NPOと大学との緩やかなネットワークを形成しながら、大学生の学びの場の充実及びNPOと大学との協働の促進を図るため、情報交換や協議を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換に関すること。
- (2) NPOと大学が協働して取り組む社会貢献活動に関すること。
- (3) その他ネットワークの目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、次の各号に掲げる団体又は個人でネットワークへの登録を申し出た者とする。

- (1) 県内のNPO及びその関係者
- (2) 県内の大学及び短期大学並びにその関係者
- (3) 県内の企業及び社会貢献活動を行う組織並びにその関係者
- (4) 埼玉県及び県内市町村並びにその職員

2 ネットワークへの登録を希望する者は、彩の国NPO・大学ネットワーク登録申出書（様式第1号）により申し出るものとする。

3 ネットワーク会員は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに彩の国NPO・大学ネットワーク登録変更届（様式第2号）により申し出るものとする。

(役員)

第5条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 10名以内

- 2 役員は会員の互選により定める。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、ネットワークを代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、ネットワークの運営に参画するとともに、必要な事項を協議する。

(幹事会)

第7条 ネットワークの運営について協議するため、ネットワークに幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。
- 4 幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めるときは、幹事会の構成員以外の者に幹事会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(チーム)

第8条 特定のテーマについて協議し、又は特定の協働事業を実施するため、ネットワークにチームを設置することができる。

なお、設置について、彩の国NPO・大学ネットワークチーム設置申出書（様式第3号）により申し出るものとする。

- 2 チームは、テーマに関心のある会員をもって構成する。
- 3 チームの活動内容は、適宜、ネットワークにおいて報告するものとする。
- 4 チームの事務を処理するため、チームに事務局を置く。
- 5 前4項に掲げるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームの構成員が協議して決定する。

(情報の共有)

第9条 事務局からの連絡は、原則として電子メールで行う。

- 2 ネットワークは、少なくとも毎年1回、会員の団体名、所属、職名、氏名（団体の場合は担当者名）及びメールアドレス等をまとめ、会員に提供するものとする。

(事務局)

第10条 ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、特定非営利活動法人さいたまNPOセンターが行う。

(要領の改正)

第11条 この要領は、幹事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、幹事会において決定する。

附 則

この要領は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月25日から施行する。